

【 投 薬 】

656 ダビガトランエテキシラートメタンシルホン酸塩等（非弁膜症性心房細動等）の算定について

《令和7年8月29日》

○ 取扱い

- ① 非弁膜症性心房細動のみの傷病名に対するダビガトランエテキシラートメタンシルホン酸塩（プラザキサカプセル）、リバーロキサバン（イグザレルト錠等）、アピキサバン（エリキュース錠）及びエドキサバントシル酸塩水和物錠（リクシアナ錠）の算定は、原則として認められる。
- ② 心房細動と次の傷病名等が併記されている場合のダビガトランエテキシラートメタンシルホン酸塩（プラザキサカプセル）、リバーロキサバン（イグザレルト錠等）、アピキサバン（エリキュース錠）及びエドキサバントシル酸塩水和物錠（リクシアナ錠）の算定は、原則として認められる。
 - (1) 僧帽弁閉鎖不全症（単独）
 - (2) 僧帽弁修復術後
 - (3) 心臓弁置換術後（生体弁）
- ③ 心房細動の傷病名がない次の傷病名等に対するダビガトランエテキシラートメタンシルホン酸塩（プラザキサカプセル）、リバーロキサバン（イグザレルト錠等）、アピキサバン（エリキュース錠）及びエドキサバントシル酸塩水和物錠（リクシアナ錠）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 僧帽弁閉鎖不全症
 - (2) 特発性拡張型心筋症
 - (3) 肥大型心筋症
 - (4) 僧帽弁修復術後
 - (5) 心臓弁置換術後（生体弁）

○ 取扱いを作成した根拠等

ダビガトランエテキシラートメタンシルホン酸塩（プラザキサカプセル）等、上記の直接作用型経口抗凝固薬（DOAC）は、血液凝固因子であるトロンビンやXa因子を直接阻害することで抗凝固作用を示す医薬品である。

これらの医薬品に共通する添付文書の効能・効果は「非弁膜症性心房細動患者における虚血性脳卒中及び全身性塞栓症の発症抑制」であり、非弁膜症性心房細動患者について、虚血性脳卒中や全身性塞栓症の発症前に使用される。

なお、心房細動患者に対する抗凝固療法については、不整脈薬物治療ガイドライン：日本循環器学会/日本不整脈心電学会合同ガイドラインにおいて、僧帽弁置換術患者のうち、生体弁患者は「非弁膜症性」と扱われるようになり、

その結果、僧帽弁狭窄症および機械弁置換術後のみが「弁膜症性」扱いとなり、それ以外はすべて「非弁膜症性心房細動」として差し支えないことになった。

以上のことから、①非弁膜症性心房細動のみの傷病名及び②心房細動と(1)から(3)の傷病名等が併記されている場合の当該医薬品の算定は、原則として認められると判断した。

一方、心房細動の傷病名がない③の傷病名のみでは、原則として認められないと判断した。